

## 長岡市三島地域まちづくり推進事業補助金交付要綱の廃止について

<p>廃止の理由及び その趣旨</p>	<p>この要綱は、三島地域におけるまちづくりのための人材育成とまちづくりへの市民参加を促すことにより、地域のまちづくり活動を推進し、地域の活性化を図るためのもので、まちづくり推進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。</p> <p>合併後の平成 17 年からこれまで、本補助金を利用する団体等がない状況が続いています。</p> <p>市町村合併時に旧三島町から引き継がれ、地域固有業務の位置づけで存続してきましたが、同様の目的を持った「長岡市地域コミュニティ事業補助金」や「長岡市ふるさと創生基金制度」など、より充実した制度を活用して、まちづくりが推進できます。</p> <p>今後の地域のまちづくり活動の推進や活性化事業において予想される事業は、他の補助制度の活用が可能なため、本制度の利用は見込まれません。</p> <p>このことから、要綱を廃止しても他に影響はないと考えられるので、廃止するものです。</p>
<p>備 考</p>	<p>平成 16 年度地域づくり推進事業の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害復興イベント事業</li> <li>(2) わんぱく広場イベント事業</li> <li>(3) 花いっぱい運動事業</li> <li>(4) 花と緑の町づくり事業</li> </ul>

○ 長岡市三島地域まちづくり推進事業補助金交付要綱

平成17年8月31日

告示第306号

(目的)

第1条 この要綱は、三島地域におけるまちづくりのための人材育成とまちづくりへの市民参加を促すことにより、地域のまちづくり活動を推進し、及び地域の活性化を図るため、まちづくり推進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長岡市補助金等交付規則(昭和36年長岡市規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「まちづくり推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 国、県等が行う地域づくり人材育成事業に参加させる事業
- (2) 交流及び研修事業等に参加させる事業であって、市長が特に必要と認めるもの
- (3) 地域活性化のため実施するイベント等で市長が特に必要と認める事業
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、市長がまちづくりのために特に必要と認める事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、まちづくり推進事業を行う者(前条第1号及び第2号に掲げる事業については、三島地域に住所を有する者又は三島地域に所在する青年団体、婦人団体、まちづくり団体その他の団体に所属している者に限る。)とする。

(交付の基準)

第4条 補助金の対象となる経費、補助金の額その他補助金交付の基準は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡市三島地域まちづくり推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に収支予算書(別記第2号様式)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める期日までに申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、まちづくり推進事業を完了したときは、長岡市三島地域まちづくり推進事業実績報告書(別記第3号様式)に補助事業収支状況調書(別記第4号様式)その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を確定通知書により当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

### 別表(第4条関係)

まちづくり推進事業の区分	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
第2条第1号に掲げる事業	参加に要する経費 (1) 参加費 (2) 旅費	長岡市職員等の旅費に関する条例(平成11年長岡市条例第4号。以下「条例」という。)に基づき算定される旅費に参加費を加えた額	補助対象経費に係る支出額と補助基本額とのいずれか少ない額から国、県等が助成する額を控除した額
第2条第2号に掲げる事業	参加に要する経費 (1) 参加費 (2) 旅費	条例に基づき算定される旅費の額から日当を除いた額	補助対象経費に係る支出額と補助基本額とのいずれか少ない額から国、県及び広域行政組合等が助成する額を控除した額
第2条第3号に掲げる事業	イベント等の開催に要する経費(飲食費を除く。)		補助対象経費に係る支出額(千円未満は切り捨てるものとする。)とし、500,000円を上限とする。
第2条第4号に掲げる事業	事業の開催に要する経費(飲食費を除く。)		市長が別に定める額